		1．令和5年度就学援助制度の実施について																															
		1．就学援助制度の周知方法																															
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）												（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）							（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）							（8）（7）のカの内容
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校を通じて就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の募集時に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールカーナーなど地域の関係者へ案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度末頃から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請を受け、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、各学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、各教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他		ア．自ら作成したホームページやお便りなど文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安の掲載等を記載	エ．各費目の援助額や年間援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
24	24	15	11	8	2	17	12	24	1	1	2	2	0	0	23	0	1	1	10	7	8	0	0	0	1	1	8	0	9	12	1	1	1
徳島県	徳島市	○	○		○	○	○	○							○				○						○	保護保護については希望者が学校を通じて就学援助申請書を提出する。実保護については希望者による申請書の提出は不要であり、市町村長が要保護児童生徒を教育委員会へ提出する。			○	○	○		
徳島県	鳴門市	○	○		○	○		○							○						○								○	○			
徳島県	小松島市	○	○			○	○	○							○				○								○			○			
徳島県	阿南市	○				○	○	○							○				○										○				
徳島県	吉野川市	○	○			○		○							○				○											○			
徳島県	阿波市	○	○				○	○							○				○								○						
徳島県	勝浦町	○				○	○	○							○				○														
徳島県	三好市	○	○			○		○							○				○	○										○			
徳島県	勝浦町		○			○		○							○					○							○		○				
徳島県	上勝町							○							○						○								○				
徳島県	佐那河内村			○		○		○							○						○									○			
徳島県	石井町	○	○				○	○							○						○									○			
徳島県	神山町	○					○	○							○						○												
徳島県	那賀町		○	○		○		○		○					○				○											○			
徳島県	牟岐町			○		○		○			○	牟岐町教育委員会から小学時健康診断の案内時に「就学援助要申請のお知らせ」を別紙。			○					○							○		○				
徳島県	美波町					○		○							○					○													
徳島県	海陽町	○	○	○		○		○			○	前年度認定された保護者に個別に申請の案内を送付			○						○						○						
徳島県	松茂町	○	○				○	○	○						○					○									○	○			
徳島県	北島町			○		○	○	○							○					○									○	○			
徳島県	藍住町	○					○	○							○					○									○	○			
徳島県	板野町					○		○							○						○						○						
徳島県	上板町	○		○		○		○							○						○						○						
徳島県	つるぎ町					○	○	○							○				○								○						
徳島県	東みよし町	○					○	○									○	申請締め切りを5月末に設定し、その期間内の申請については年度当初から援助、それ以降の申請も随時申請受付るが、その月によって各学期以降分から援助。	○									○		○	面による参考の文書も各学校へ送付し、必要な方にお面の申請書を用意している。

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童生徒がいないため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で見学会及び体験授業において案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員や スクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者向け説明会で案内を郵送	コ. その他	<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）でア. イ. ウ. エに○をした場合、（入学前支給の）①開始時期 ②申請期日 ③（7の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定は、支給後に転勤へ、転居などの対応など事務量が増加するから	エ. （入学前支給と位置づけ）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<小学校>（9）（8）のエ及びオの内容
24	24	21	0	1	1	0	1	1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	15	0	6	9	8	2	5	11	2	1	2	2	2	0	0	0	1	0	1	1
徳島県	徳島市	○							○										○			○			○														
徳島県	鳴門市	○							○											○																			
徳島県	小松島市	○							○										○					○															
徳島県	阿南市	○							○											○		○	○				○												
徳島県	吉野川市	○							○											○		○	○																
徳島県	阿波市	○							○											○			○									○	入学通知書に案内を同封して配布						
徳島県	勝浦町	○							○											○				○		○													
徳島県	三好市	○							○										○				○							○									
徳島県	佐那河内村	○							○											○						○	○												
徳島県	上勝町			○																															○		○	小学校入学前に他市町村へ転出する家庭が多く、対応が難しい。
徳島県	石井町	○					○	新入学児童に対して、別途入学祝い金を支給しているため。																															
徳島県	神山町				○																																		
徳島県	那賀町	○							○											○			○	○		○	○	○											
徳島県	牟岐町	○							○										○					○								○	牟岐町教育委員会からの就学時健康診断の案内時に就学援助要申請の お知らせ（手間省							
徳島県	美波町	○							○											○			○			○	○												
徳島県	海陽町	○							○											○		○	○	○			○												
徳島県	松茂町	○							○											○		○	○	○					○	○									
徳島県	北島町	○							○											○				○															
徳島県	藍住町	○							○											○							○												
徳島県	板野町	○							○										○							○	○												
徳島県	上板町	○							○											○				○			○												
徳島県	つるぎ町	○							○											○							○												
徳島県	東みよし町	○							○										○								○												

都道府県	市町村名	<中学校>ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童自体その費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	＜中学校＞（2）（1）のカの内容	<中学校>ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校>ア．4月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（初旬（入学式前）	<中学校>ア．手続の複雑さが問題だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定件数が増えると、事務事業に手続へ入った場合の対応など、事務事業量が増加するから	エ．入学前支援による保育施設の教育費負担額調整があるから	オ．その他	＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容	5．実計負担金等の設定について（重要項目）（1）当てはまるもの1つに○ ア．従前より実計負担金等の設定を行っており、その際と同様の基準により設定	イ．新たに設定基準等を整備し、その基準により設定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ．就学援助制度の拡充による対応	オ．新たに設定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	（2）（1）のキの内容
24	24	21	0	1	1	0	1	1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	10	0	0	0	1	0	1	1	8	0	8	1	2	2	3	3
徳島県	徳島市	○							○										○								○								
徳島県	鳴門市	○							○											○							○								
徳島県	小松島市	○							○										○										○						
徳島県	阿南市	○							○											○							○								
徳島県	吉野川市	○							○											○									○						
徳島県	阿波市	○							○											○									○						
徳島県	美馬市	○							○											○														○	特に対応していない
徳島県	三好市	○							○										○										○						
徳島県	勝浦町	○							○											○											○				
徳島県	上勝町			○																				○		○	中学校入学前に他市町村へ転出する児童が多く、対応が難しい。	○							
徳島県	佐那河内村						○	新入学生徒に対して、別途入学祝い金を支給しているため。																				○							
徳島県	石井町	○							○											○														○	現状でも通年の申請を受け付けている。
徳島県	神山町				○																										○				
徳島県	那賀町	○							○											○													○		
徳島県	牟岐町	○							○										○										○						
徳島県	美波町	○							○											○									○						
徳島県	海陽町	○							○											○								○							
徳島県	松茂町	○							○											○								○							
徳島県	北島町	○							○											○										○					
徳島県	藍住町	○							○											○											○				
徳島県	板野町	○							○										○								○								
徳島県	上板町	○							○											○									○						
徳島県	つるぎ町	○							○											○													○		
徳島県	東みよし町	○							○										○															○	認定基準の未整備及び現時点で整備の検討の予定なし

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について											6. 就学援助率
		（3） 令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																							4. （3）で ソ、タ、チに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応											
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村税の徴収	ウ. 市区町村税の非課税	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 母子または父子家庭の日常生活支援事業	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業の廃止	コ. 固定資産の減免	サ. 学校納付金の払い忘れ、滞納等により、未納者が多い者	シ. 経済的な理由による未納者が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍の場合、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して現在定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の場合、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税者収入額に一定の係数を掛けたもの（例：最低課税額の10倍、15倍等）（係数および収入額を（5）に記入してください。）	テ. その他	（4） （3）でソ、タ、チ又はテに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（5） （3）でツに○をした場合、市区町村民税所得割課税額に掛ける係数（倍率）	（6） （3）でテと回答した場合、その他の基準の内容	（7） 補足事項	（1） 令和5年4月以降、準要保護の認定ア. 見込みがない（見込まれる認定基準に変更）	イ. 見込みがない（以前の認定基準を継続）	（2） （1）にてイ、見込まれる新たな認定基準に変更）にO付した場合、令和5年4月以降、生活ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応していき、（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で認定変となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと認定されるため、対応していない（準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると認定されるが、対応していない	エ. その他	（3） （2）でエとした場合のその内容	（4） （1）でイ、見込まれない		令和4年度
		24	12	12	11	11	11	14	5	2	8	10	3	3	7	9	9	3	11	0	1	23	0	7	0	8	2	0	2	0	0	8	8	
徳島県	徳島市																○					1.2				○						平成24	4	15%未満
徳島県	鳴門市																	○				1.3				○						平成24	12	15%未満
徳島県	小松島市																		○			1.2												15%未満
徳島県	阿南市	○						○											○			1.3												20%未満
徳島県	吉野川市																		○			1.2												15%未満
徳島県	阿波市																				○		準要保護の認定に「特別支援就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準見直」を利用											15%未満
徳島県	勝浦町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					○	1.2	○以外の経済的な理由で生活が困難な世帯			○						平成30	9	20%未満
徳島県	三好市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.3	ノで、1．3倍以上1．5倍未満の経過期間の場合2年間に限り認定			○						平成30	10	20%未満
徳島県	陳済町	○	○	○	○	○	○							○		○						1.3			○		○							15%未満
徳島県	上勝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○						1.3			○		○							35%未満
徳島県	佐那河内村	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○					1.3				○						平成25	4	15%未満
徳島県	石井町															○						1.3				○						平成24	12	10%未満
徳島県	神山町																		○			1.3												20%未満
徳島県	那賀町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1.3	・失業対策事業適格者手帳を持っていること。 ・生活が困窮していると（用意題が基準額の1.3倍未満）			○				○					10%未満
徳島県	牟岐町	○	○	○	○	○	○				○	○		○					○		○	1.3	保護者等が不慮の災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認める者。											15%未満
徳島県	美波町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○				○			1.3												15%未満
徳島県	海陽町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○				○		○	1.3	・保護者等が不慮の災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認める者 ・その他委員会が援助を必要であると認める者											20%未満
徳島県	松茂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○			1.3												50%未満
徳島県	北島町																	○				1.3				○						平成24	12	15%未満
徳島県	藍住町							○								○						1.3			○				○					15%未満
徳島県	板野町																		○			1.3												15%未満
徳島県	上板町															○						1.3				○						平成24	12	20%未満
徳島県	つるぎ町	○	○	○	○	○	○			○	○				○				○			1.2												15%未満
徳島県	東みよし町		○				○												○		○	1.3	住民税非課税世帯を認定基準とするが、生活保護基準を参考にして、児童扶養手当の受給、民生委員の意見書や医師の診断書等、家庭の状況を確認し、教育委員会において判断する。											10%未満

7. 令和5年度重要夜間就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)

都道府県	市町村名	(1) 費目毎の設定の有無	学用品費 費目の設定の有無	学用品費 実費・限物支給	学用品費 支給平均額	学用品費 上限額	学用品費 上限の金額	学用品費 支給平均額	学用品費 一定額	学用品費 令和5年度単価	学用品費 その他	学用品費 補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	新入学児童生徒学用品費等 実費・限物支給	新入学児童生徒学用品費等 支給平均額	新入学児童生徒学用品費等 上限額	新入学児童生徒学用品費等 上限の金額	新入学児童生徒学用品費等 支給平均額	新入学児童生徒学用品費等 一定額	新入学児童生徒学用品費等 令和5年度単価	新入学児童生徒学用品費等 その他	新入学児童生徒学用品費等 補足事項	通学費 費目の設定の有無	通学費 実費・限物支給	通学費 支給平均額	通学費 上限額	通学費 上限の金額	通学費 支給平均額	通学費 一定額	通学費 令和5年度単価	通学費 その他	通学費 補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	修学旅行費 実費・限物支給	修学旅行費 支給平均額	修学旅行費 上限額	修学旅行費 上限の金額	修学旅行費 支給平均額	修学旅行費 一定額	修学旅行費 令和5年度単価	修学旅行費 その他	修学旅行費 補足事項	(5) 補足事項
24	24	24	0	0	4	4	4	20	20	0	0	24	0	0	3	3	3	21	21	0	1	5	5	5	1	1	1	0	0	0	1	24	9	9	16	14	14	0	0	1	1	12
徳島県	徳島市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○			○	22,690	22,629					R4年度において通学費の支給実績は無し。
徳島県	鳴門市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	22,464									
徳島県	小松島市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,558					
徳島県	阿南市	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060 減	52,860				入学予定者より支給単価変更	○	○	0							支給実績なし	○	○	24,172							
徳島県	吉野川市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	18,700					
徳島県	阿波市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○			○	22,690	22,660					・支給平均額は令和5年度予算に計上した額となります。 ・通学費は実績がありません。
徳島県	美馬市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,660					医療費・学校給食費については、令和5年度予算に計上した額を記入。
徳島県	三好市	○			○	11,630	10,505					○						○	54,080			○	○	0								○			○	22,690	16,908					学校給食費:区域外就学の場合、支給・当市に住民票登録をしている場合は、給食費は無償なし。
徳島県	勝浦町	○						○	11,630			○						○	54,080													○								○	実費徴収	
徳島県	上勝町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	24,000	19,000					・校外活動費(宿泊を伴わないもの):1年120円、3,4年200円、5,6年実績なし。　・学校給食費:1,2年生49,500円、3～6年生53,350円。
徳島県	佐那河内村	○						○	11,630			○						○	0			○			○	40,020	0					○			○	22,690	22,690					
徳島県	石井町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,617					通学用品費について1年生は支給していない。
徳島県	神山町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,680					
徳島県	那賀町	○						○	11,420			○						○	40,600													○	○	18,688								学校給食費は、申請者には支給せず、給食費(年間約550円)を徴収しない。
徳島県	牟岐町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○	○	41,804								校外活動費(宿泊を伴わないもの)及び医療費については実績なし。
徳島県	美波町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	25,000	21,060					・修学旅行費、PTA会費、卒業アルバム代、学校給食費は令和4年度実績の平均額 ・医療費は1人あたりの令和5年度予算額
徳島県	海陽町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	22,245									
徳島県	松茂町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	22,489									
徳島県	北島町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	30,000	20,120					
徳島県	藍住町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	20,033									
徳島県	板野町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	20,000								コロナ感染拡大の影響により令和4年度は校外活動は未実施のため支給実績なし。
徳島県	上板町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,080	54,080															○	○	25,208									
徳島県	つるぎ町	○			○	11,640	11,640					○			○	51,110	51,110															○			○	21,580	21,580					通学用品費については、学用品費に含まれているためその他に計上しました。
徳島県	東みよし町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,660					校外活動費(宿泊を伴うもの):令和3から5年度実施予定なしだが、費目としてあり、令和6年度は宿泊予定

都道府県	市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （1）. 費目毎の援助額 学用品費 費目の設定の有無	実費・限度額支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・限度額支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・限度額支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・限度額支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	（5）.補足事項	8. その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する教育町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
24	24	24	0	0	4	4	4	20	20	0	0	24	0	0	3	3	3	21	21	0	1	6	4	4	2	2	2	0	0	0	2	24	9	9	14	14	14	0	0	1	2	12	0
徳島県	徳島市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○			○	60,910	38,546					令和年度において通学費の支給実績は無し。	
徳島県	鳴門市	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	50,388									
徳島県	小松島市	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	44,754						
徳島県	阿南市	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000					○	○	0							支給実績なし。	○	○	51,139									
徳島県	吉野川市	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	47,229						
徳島県	阿波市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○			○	60,910	60,910					・支給平均額は令和5年度予算に計上した額となります。 ・通学費は実績がありません。	
徳島県	美馬市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,910					医療費・学校給食費については、令和5年度予算に計上した金額を記入。	
徳島県	三好市	○			○	22,730	19,878					○						○	63,000			○	○	0								○			○	60,910	60,910					学校給食費:区域外就学の場合、支給(当市に住民票登録をしている場合は、給食費は無償化)。	
徳島県	勝浦町	○						○	22,730			○						○	63,000													○								○	実施担当		
徳島県	上勝町	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	71,000	0				実績なし		
徳島県	佐那河内村	○						○	22,730			○						○	60,000			○			○	80,880	0					○			○	60,910	0						
徳島県	石井町	○						○	22,730			○						○	60,000			○			○	80,880	0				実績なし。	○			○	60,910	38,564					通学用品費について1年生は支給していない。	
徳島県	神山町	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	0						
徳島県	那賀町	○						○	22,320			○						○	47,400													○	○	71,767								学校給食費は、申請者には支給せず、給食費(年間10,000円)を徴収しない。	
徳島県	牟岐町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	46,390								部外活動費(部活を伴わないもの)及び医療費について実績なし。	
徳島県	美波町	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	50,000	50,000					・修学旅行費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代、学校給食費は令和4年度実績の平均額。 ・医療費は1人あたりの令和5年度予算額	
徳島県	海陽町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	30,235									
徳島県	松茂町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	53,791									
徳島県	北島町	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,000	51,460						
徳島県	藍住町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	34,356									
徳島県	板野町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	0								コロナ感染拡大の影響により令和4年度は校外活動は未実施のため支給実績なし。	
徳島県	上板町	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000				令和5年度上限63000円											○	○	39,825								医療費:実績なし。	
徳島県	つるぎ町	○			○	22,740	22,740					○			○	57,980	57,980															○			○	57,720	57,720					通学用品費については、学用品費に含まれていたためその他に計上しました。	
徳島県	東みよし町	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	31,824					修学旅行未実施の学校が多い。R4年度近隣にて実施。平均支給額が低くなっているが、R5年度は通常の修学旅行として実施出来ている。	